

R 1 住宅 金沢団地 徳・金沢 1 4号棟等外壁改修他工事

目 次			
図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
B-01	特記仕様書-1	B-21	数量集計表-2
B-02	特記仕様書-2	B-22	バルコニー手摺詳細図-1
B-03	特記仕様書-3	B-23	バルコニー手摺詳細図-2
B-04	特記仕様書-4	B-24	撤去期間仮手摺詳細図 海拔表示板詳細図
B-05	配置図 付近見取図	B-25	引込開閉器図 詳細図
B-06	1階平面図兼支障物件図	集会所	
B-07	2～4階平面図	A-01	特記仕様書-1
B-08	5階平面図	A-02	特記仕様書-2
B-09	南面・東面立面図	A-03	特記仕様書-3
B-10	北面・西面立面図	A-04	特記仕様書-4
B-11	矩計図	A-05	配置図 付近見取図
B-12	東階段展開図-1	A-06	平面図 建具配置図 建具表
B-13	東階段展開図-2	A-07	立面図 1
B-14	東階段展開図-3	A-08	立面図 2
B-15	西階段展開図-1	A-09	断面図
B-16	西階段展開図-2	A-10	屋根伏図
B-17	西階段展開図-3	A-11	天井伏図
B-18	天井伏図	A-12	部分詳細図 1
B-19	建具表	A-13	電気工事図
B-20	数量集計表-1		

	課 長	副課長	課長補佐	課長補佐	主査兼係長	課 員	担 当
徳島県県土整備部住宅課							



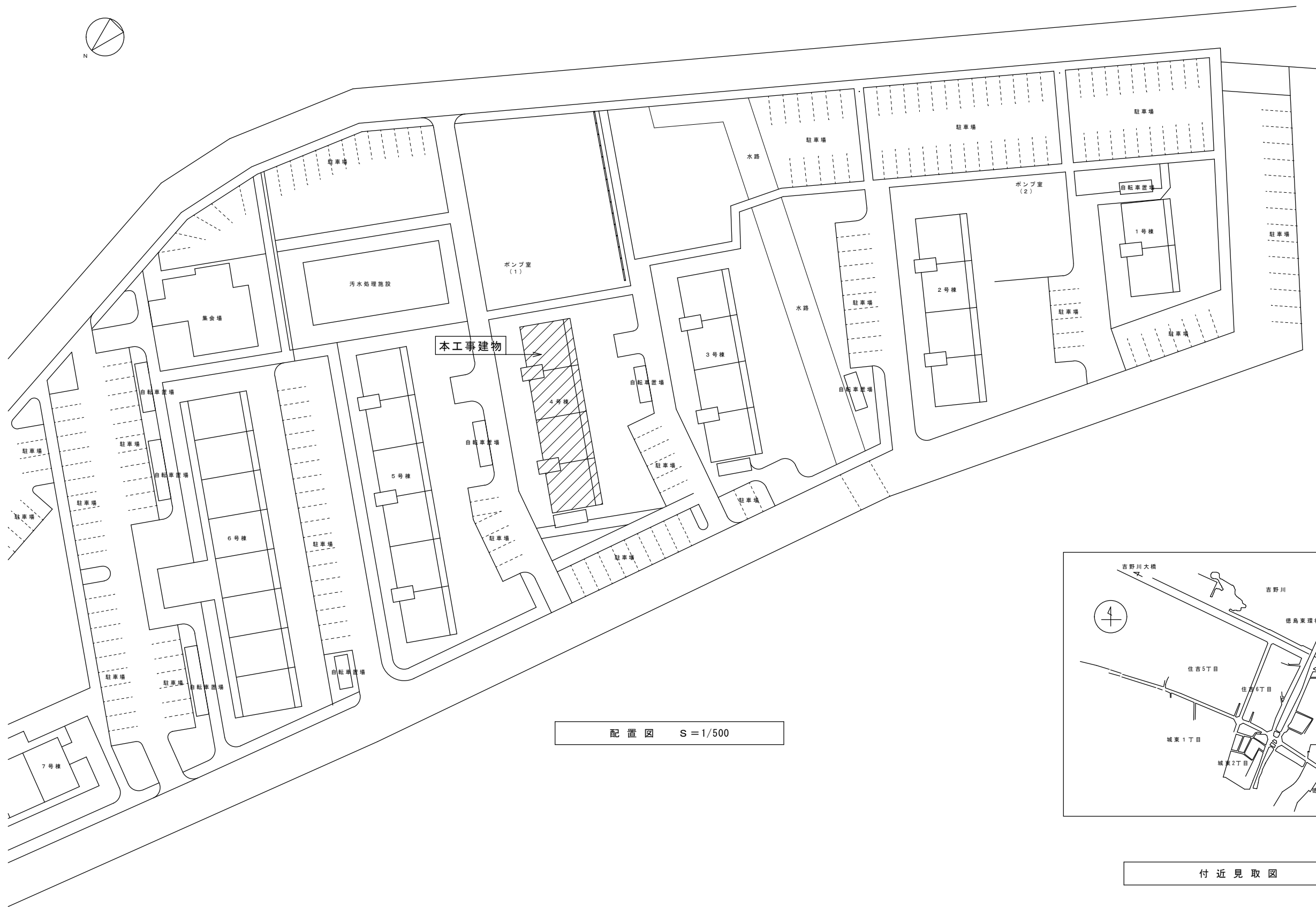
2章 改修仮設工事		3章 防水改修工事		項目		特記事項		
項目	特記事項	項目	特記事項					
1. 一般事項	◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物及び地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。	1. 一般事項	◎保護層、防水層等を撤去した結果、下地等が設計図書と異なる場合は監督員と協議すること。 ◎降雨等に対する養生方法は、(上屋シート養生)・下階天井養生・その他()とする。 ◎工法：L4X工法 種別：X-2 ◎塗膜を形成する材料は、JIS A 6021の規格品とする。					◎モルタル塗仕上げ外壁
2. 足場等	◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(社)仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」の基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。 ◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。 ◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。 ◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業毎日に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。 ◎外部足場(種類：枠組本足場、仕様：2枚布、D=90cm、シート仕様：養生シート防炎Ⅱ類) ・壁つなぎ間隔(水平方向:8m以下、鉛直方向:9m以下) ・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(2.2.4)の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2)「手すり据置方式」により行うこと。 ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。 ◎階段室足場(種類：階段単管足場) ◎バルコニー手摺撤去時は仮手摺を設置すること(FL+1100以上確保) ◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。 ◎仮囲い(工事関係者以外が足場を使用出来ないように養生シートで囲い・塞ぎ、出入口扉等をつけて防犯等の管理が出来るようにすること。) ◎ゲート(有(無)仕様：) ◎足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させること。 ◎受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。	2. 塗膜防水	◎特記仕様書、改標仕及び仕様仕以外は、主材料製造所の仕様による。 ◎シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。 ◎プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。 ◎監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。 ◎シーリング面への仕上げ塗材仕上げ等を((行)・行わない)。 但し、変性シリコン系シーリング材面への仕上げ塗材仕上げ等は行わない。 ◎外部に面するシーリング材は、施工に先立ち(簡易接着性試験)・引張接着性試験)を行う。 ◎種類及び施工箇所					◎エポキシ樹脂及びポリマーセメントモルタルの製造所： 評価名簿による。
3. 養生	◎既存部分の養生範囲は下記による。(養生方法：シート及びビニールにて養生) 外壁吹付塗材が付着すると不都合なもの	3. シーリング	◎外部に面するシーリング材は、施工に先立ち(簡易接着性試験)・引張接着性試験)を行う。 ◎種類及び施工箇所					◎塗仕上げ外壁
4. 監督員事務所	◎監督員事務所は(設ける(面積 m ² 程度)・(設けない))	4. シーリング	◎監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。					◎仕上げの模様、色及びつやは、見本帳又は見本塗り板を監督員に提出して、承諾をうけること。
5. 工事用水、電力等	◎既存電力利用(出来る・(出来ない))、電力料金(有(無)・無償) ただし、施設管理者と協議すること。 ◎既存水利用(出来る・(出来ない))、水料金(有(無)・無償)	4. 外壁改修工事の種類及び材料	◎監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。					◎エポキシ樹脂及びポリマーセメントモルタルの製造所： 評価名簿による。
6. 工事車両用駐車場資材置場	◎同用地は、(図示の場所に(用いないので業者に)設けること。	5. 外壁改修工事の種類及び材料	◎外部足場設置後、施工数量調査を行う。 ◎調査に先立ち、調査内容及び方法等の計画書を作成し監督員の承諾を得ること。また、調査方法等で専門知識が必要な場合は、各工法・材料の専門技術者(製造所等)に依頼すること。					◎エポキシ樹脂及びポリマーセメントモルタルの製造所： 評価名簿による。
7. 仮設トイレの洋式化	◎受注者は当初請負対象金額(設計金額)1千万円以上7千万円未満の工事において、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 ◎受注者は当初請負対象金額(設計金額)1千万円以上7千万円未満の工事において、現場代理人または主任技術者が女性の場合、設置する仮設トイレは、「快適トイレ」を標準とする。 ただし、特段の理由がある場合は、この限りでない。 ◎受注者は、当初請負対象金額(設計金額)7千万円以上の工事において仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。 ただし、特段の理由がある場合は、この限りでない。 ◎受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。 ○洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 ○快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。	6. 外壁改修工事の種類及び材料	◎コンクリート打ち直し仕上げ外壁					◎エポキシ樹脂及びポリマーセメントモルタルの製造所： 評価名簿による。

徳島県土整備部住宅課	株式会社 上設計	管理建築士 一級建築士 大臣登録 第232263号 上柳 重信 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光宇町45番地7	tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966	工事名	R1住宅 金沢団地 徳・金沢1 4号棟等外壁改修他工事		図面番号	B-03
				図名	特記仕様書-3	縮尺	-	作図年月

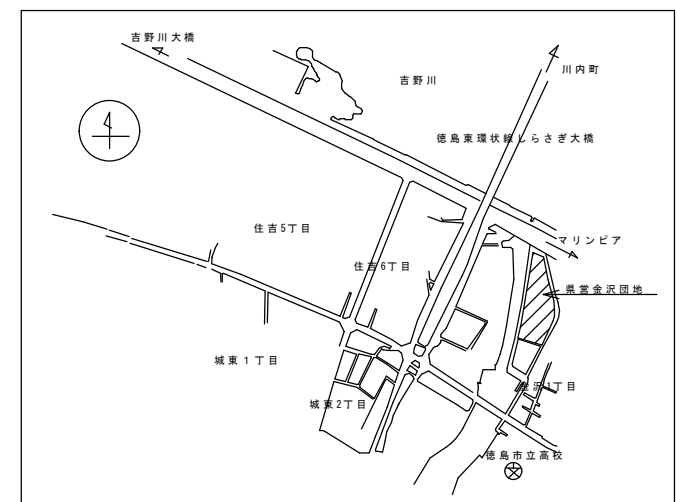


5章 塗装改修工事		7章 環境配慮(グリーン)改修工事		項目	特記事項																									
項目	特記事項	項目	特記事項																											
1. 一般事項	◎防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。 ◎塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。 ◎ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの発分量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発分量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。	1. アスベスト含有建材の処理工事 1. 一般事項	◎関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。 ◎石綿ばく露防止対策等の実施内容を見やすい場所に掲示すること。 ◎事前の施工調査等を改標仕9.1.1(d)により行い、調査結果を監督員に提出すること。 ・ただし、分析によるアスベスト含有の調査は、JIS A 1481-1による。 ◎アスベスト粉塵濃度測定を(行う・(行わない))。 ・濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法-第1部:光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。 ・測定を行う場合、アスベスト除去工法の仕様による。 ・測定機関は、徳島労働局に登録されている作業環境測定機関とする。 ・報告書を()部作成し監督員に提出すること。																											
2. 合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">種別</th> <th rowspan="2">下地調整</th> <th colspan="2">さび止め塗料</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>屋外</th> <th>屋内</th> <th>屋外</th> <th>屋内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄面</td> <td>B種</td> <td></td> <td>R B種</td> <td>A種 JIS K 5674 1種</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼製建具面</td> <td>A種</td> <td></td> <td>R B種</td> <td>A種 JPMS 28</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	種別		下地調整	さび止め塗料		備考	屋外	屋内	屋外	屋内	鉄面	B種		R B種	A種 JIS K 5674 1種			鋼製建具面	A種		R B種	A種 JPMS 28			2. アスベスト含有成形板の除去	◎施工計画 (1) 工事着手前に施工計画書を監督員に提出し、承諾を受けること。 (2) アスベスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと。 ◎アスベスト含有建材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出する。 ◎養生等 建築物外周部で除去作業を行う場合の仮囲いの仕様は以下による。 外部足場 シート種類：プラスチックシート厚0.15mm以上 ◎工法 (1) 除去は、アスベストを含まない内装材及び外部建具の撤去にさきが行うこと。 (2) 除去は、可能な限り破壊又は切断を伴わない方法で行うものとし、原則「手ばらし」とする。 建築物外部の成形板を除去する場合は、できる限り原形のまま除去すること。 (3) 除去作業中は、原則として散水その他の方法によりアスベスト成形板を常に湿潤な状態として作業を行う。 (4) 建物から取り外した廃材を原型のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテナバッグや車両を用意すること。 (5) やむを得ず破砕等が必要な場合は、石綿等の粉じんを飛散させないよう十分な湿潤化を行うとともに、作業場所の外部に飛散させないための措置を講ずること。 ◎除去箇所 各階のバルコニー-隔板：劣化が激しい場合、撤去 ◎施工記録等 (1) 施工記録報告書を作成し、監督員に提出すること。		
区分	種別		下地調整	さび止め塗料		備考																								
	屋外	屋内		屋外	屋内																									
鉄面	B種		R B種	A種 JIS K 5674 1種																										
鋼製建具面	A種		R B種	A種 JPMS 28																										
3. 耐候性塗料塗り(OP)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>下地調整</th> <th>上塗りの等級</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>塩ビ樹脂面</td> <td>M-カ仕様による</td> <td></td> <td>3級</td> <td>縦樋、排水管等</td> </tr> <tr> <td>ボード面</td> <td>C-1種</td> <td>R B種</td> <td>3級</td> <td>隔板</td> </tr> </tbody> </table>	区分	種別	下地調整	上塗りの等級	備考	塩ビ樹脂面	M-カ仕様による		3級	縦樋、排水管等	ボード面	C-1種	R B種	3級	隔板														
区分	種別	下地調整	上塗りの等級	備考																										
塩ビ樹脂面	M-カ仕様による		3級	縦樋、排水管等																										
ボード面	C-1種	R B種	3級	隔板																										
4. 合成樹脂エマルジョンペイント塗料(EP)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>下地調整</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モルタル面</td> <td>B種</td> <td>R B種</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	種別	下地調整	備考	モルタル面	B種	R B種																						
区分	種別	下地調整	備考																											
モルタル面	B種	R B種																												
6章 ユニット・その他工事		8章 電気設備改修工事																												
項目	特記事項	項目	特記事項																											
1. バルコニー手摺取替	◎既設鋼製バルコニー手摺を全て撤去処分する。 ・手摺撤去後の埋設鉄部は錆止め塗装を行うこと。 ・撤去跡は樹脂モルタルにて補修すること。 ◎改修用アルミ手摺を新設する。 ・B1認定品(バルコニー用 1450N/m) ・床面部立支持納まり ステンレス接着系アンカー ・側面部L型ブラケット支持納まり ステンレス接着系アンカー ・アンカー引抜き試験を行う。 ・既存手摺撤去後は、落下防止のため板手摺を設置すること。	1. 工事種別	◎図示位置の開閉器盤、配管を撤去処分し、新設開閉器盤、配管の取付を行う。																											
2. 隔板避難ステッカー取替	◎既設避難ステッカーを撤去処分し、新設ステッカーを取付ける。 ・アルミ箔 W400×H180程度	2. 共通仕様	◎特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成28年版)」(ただし、改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成28年版)」)及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(平成28年版)」による。なお、本工事が建築工事又は機械設備工事を含む場合は、それぞれの工事に係る標準仕様書による。また、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「電気設備工事監理指針(平成28年版)」を参考とする。																											
3. 海拔表示サイン取付	◎海拔表示サインを取付ける。 ・取付場所は現場指示とし、2ヶ所に取付ける。	3. 特記仕様	◎配管の塗装工程は、標仕(1) 2.7.11による。																											
4. 養生・取外し再取付	◎作業に影響する既存の備品類、設備等については、養生又は取合い部分に損傷を与えないように取外し作業終了後速やかに再取付すること。また、再利用が可能なものはできる限り補修し利用すること。																													

徳島県土木整備部住宅課	印	株式会社 上設計 管理建築士 一級建築士 大臣登録 第232263号 上柿 重信 〒-779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966	工事名	R 1 住宅 金沢団地 徳・金沢 1 4号棟等外壁改修他工事		図面番号	B-04
			図名	特記仕様書-4	縮尺	-	作図年月

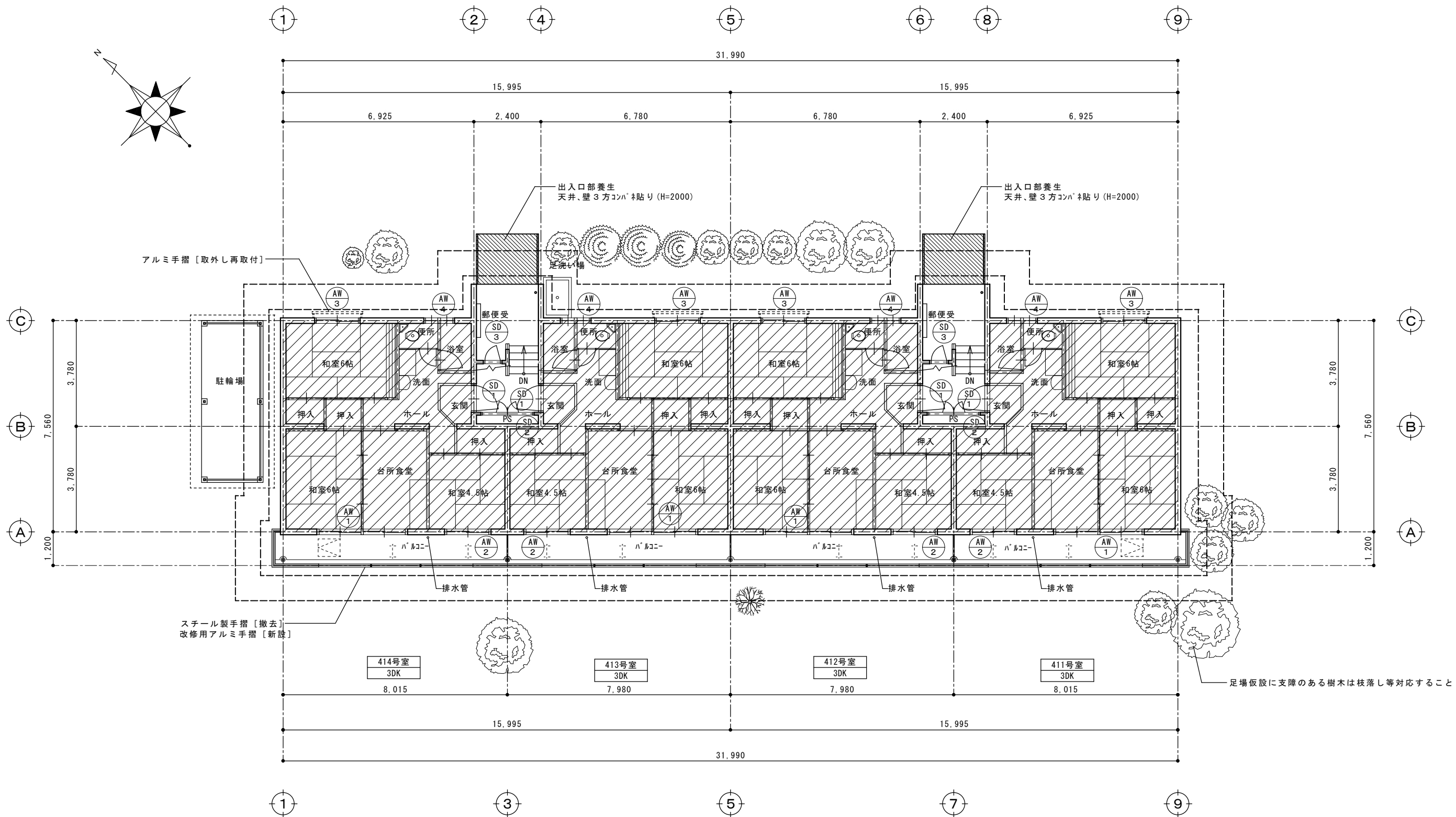


配置図 S=1/500



付近見取図

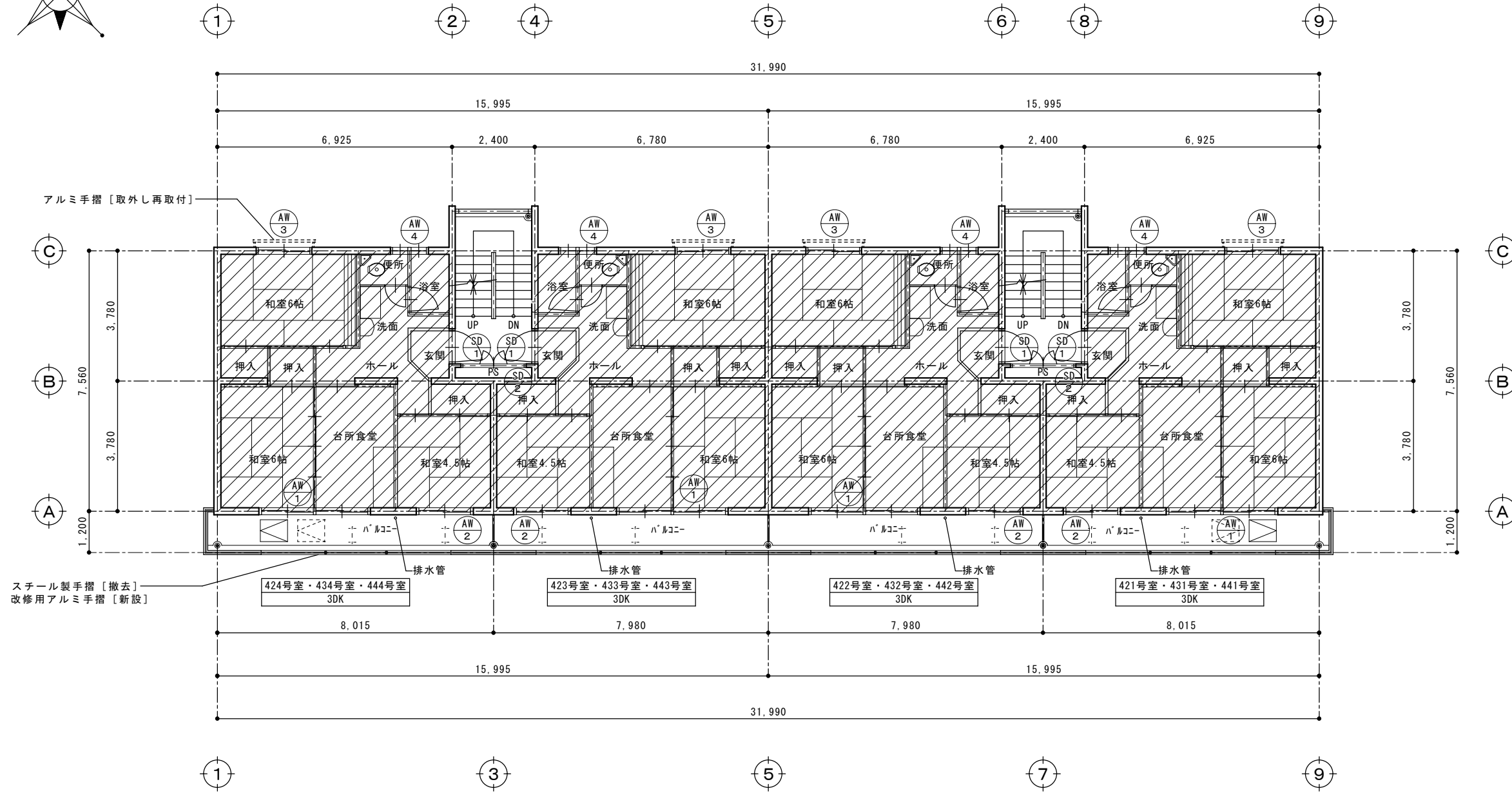
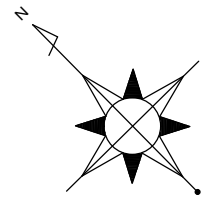
徳島県県土整備部住宅課	株式会社上設計 管理建築士 一級建築士 大臣登録 第232263号 上柿 重信 〒-779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966	印	工事名	R1住宅 金沢団地 徳・金沢1 4号棟等外壁改修他工事	図面番号	B-05
		図名	配置図 付近見取図	縮尺	1/500	作図年月



1階平面図 S=1/100

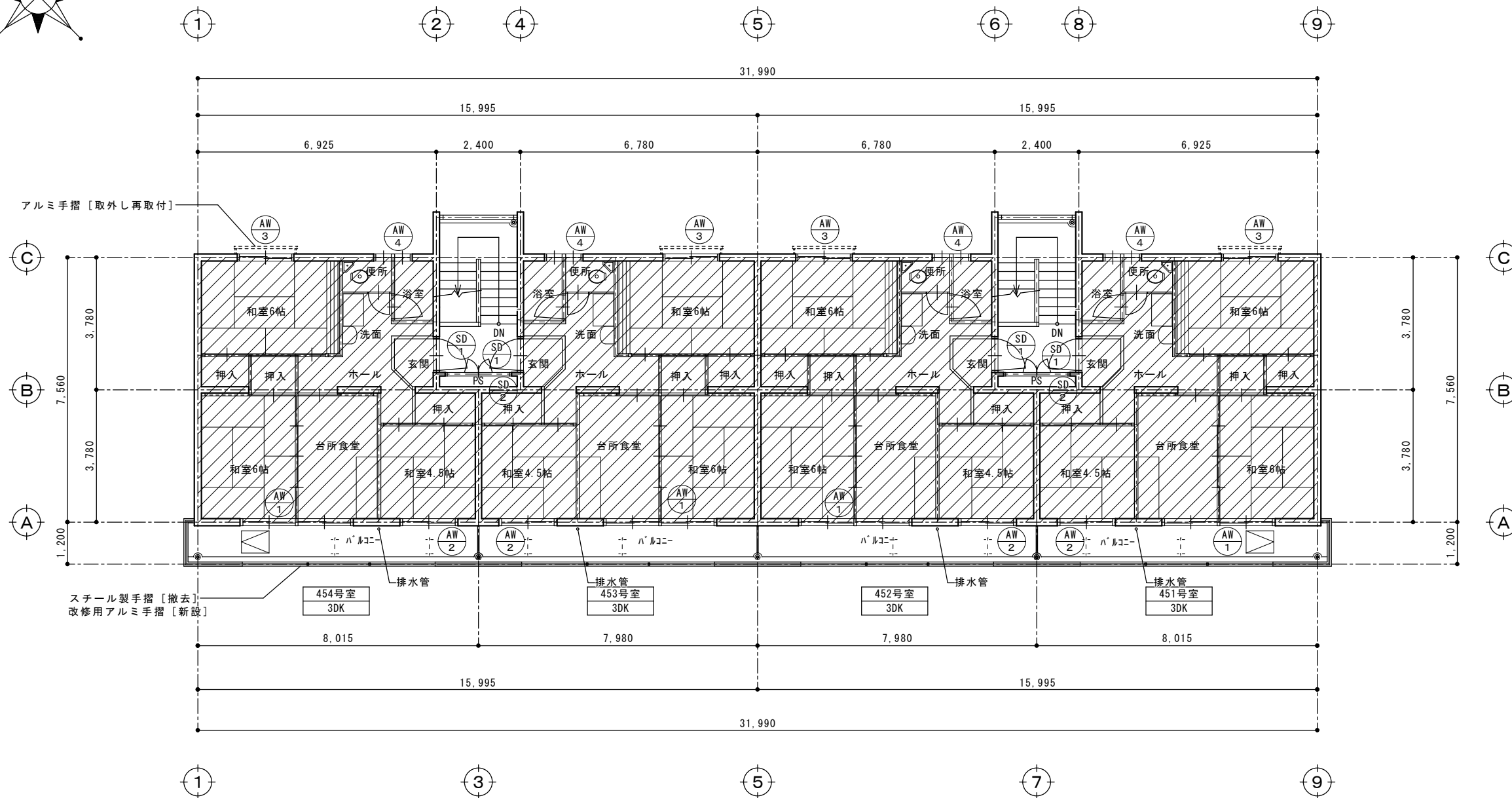
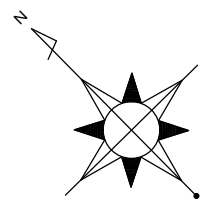
- ◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。
- ◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。
- ◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。

徳島県県土整備部住宅課	株式会社 上設計 管理建築士 一級建築士 大臣登録 第232263号 上柿 重信 〒-779-4101 tel 0883-62-3955 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 fax 0883-62-3966	印	工事名	R1住宅 金沢団地 徳・金沢1 4号棟等外壁改修他工事		図面番号	B-06
			図名	1階平面図兼支障物件図	縮尺	1/100	作図年月



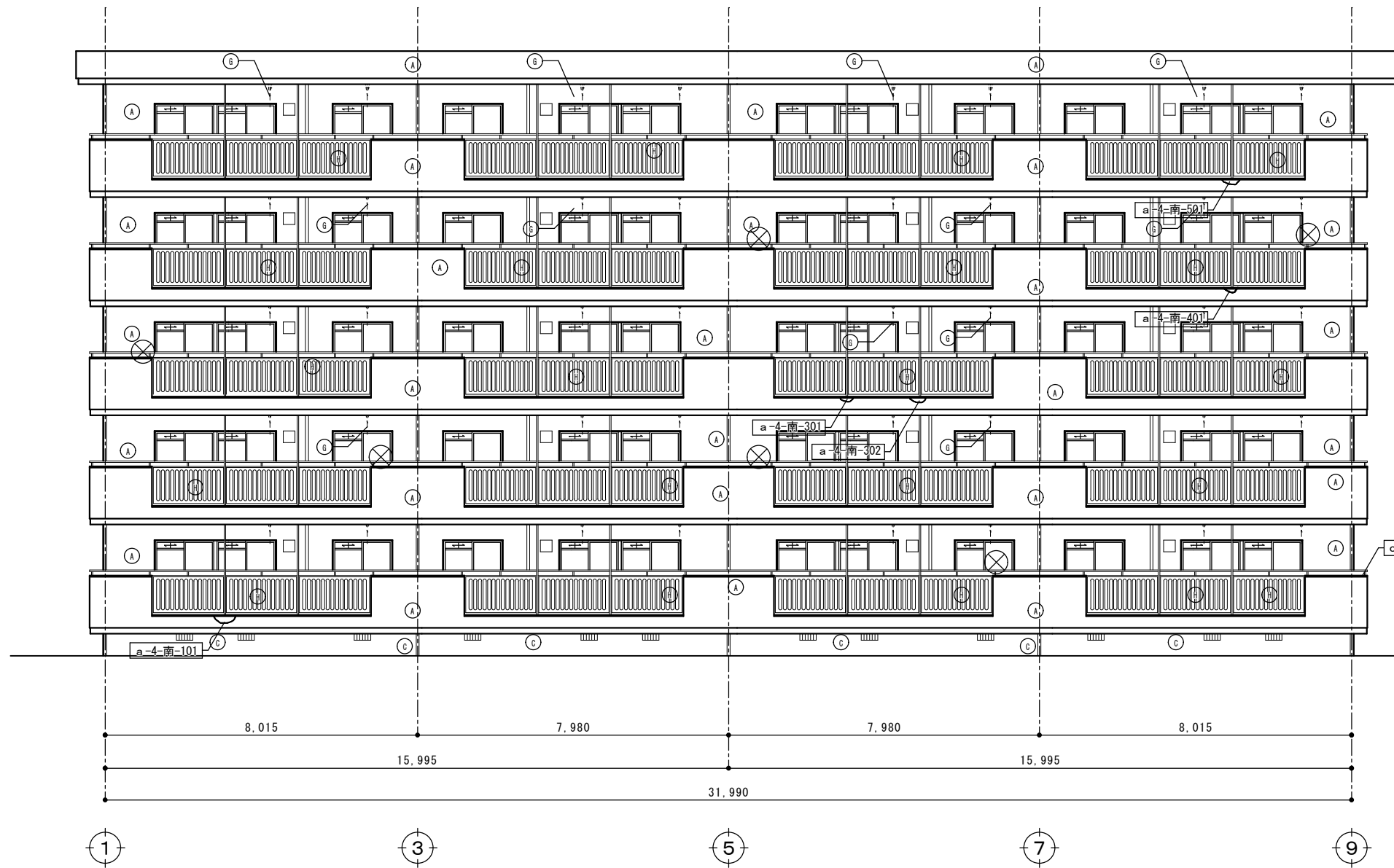
2 ~ 4 階 平面図 S=1/100

徳島県県土整備部住宅課	株式会社 上設計 管理建築士 一級建築士 大臣登録 第232263号 上柿 重信 〒-779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966	印	工事名	R1住宅 金沢団地 徳・金沢1 4号棟等外壁改修他工事	図面番号	B-07
			図名	2 ~ 4 階平面図	縮尺	1/100

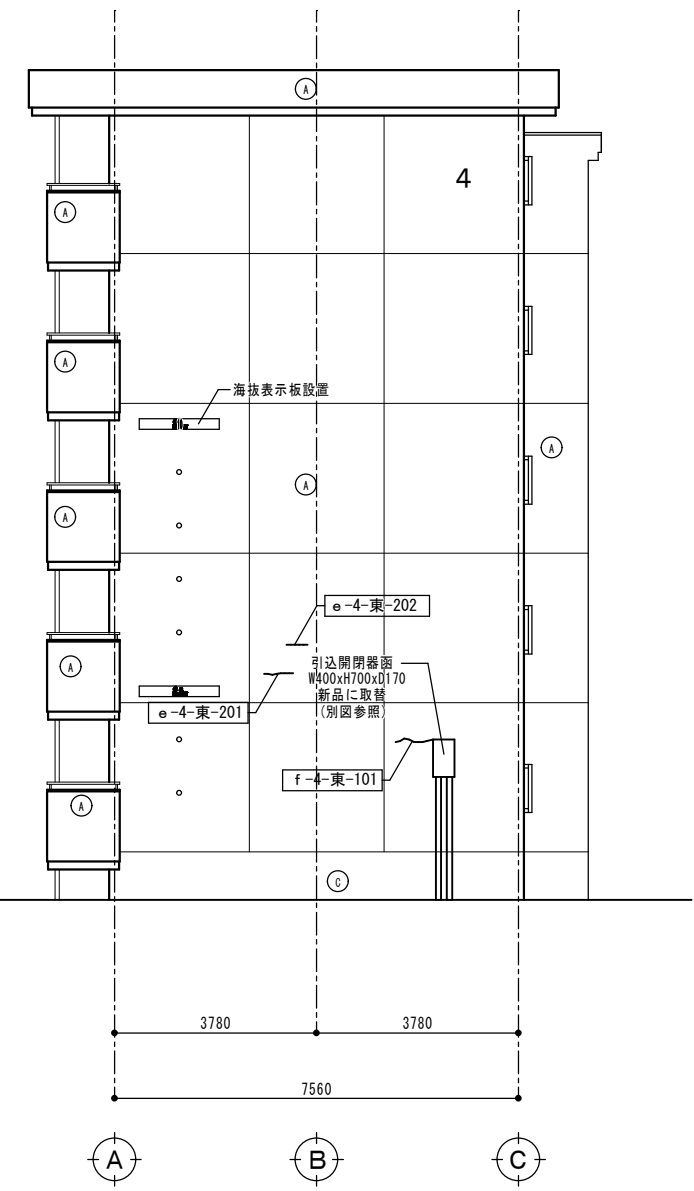


5階 平面図 S=1/100

徳島県県土整備部住宅課	株式会社 上設計 かみ 管理建築士 一級建築士 大臣登録 第232263号 上栞 重信 〒-779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966	印	工事名	R1住宅 金沢団地 徳・金沢1 4号棟等外壁改修他工事		図面番号	B-08
			図名	5階平面図	縮尺	1/100	作図年月



南面 立面図 S=1/100



東面 立面図 S=1/100

凡例番号	既設面	改修概要
(A)	壁：コンクリート打ち放し、タイル系リッ吹付	既存仕上げ撤去、下地補修、水洗いの上、防水型複層塗材E吹付
(B)	軒天：コンクリート打ち放し、タイル系リッ吹付	既存仕上げ撤去、下地補修、水洗いの上、外装薄塗材E吹付
(C)	巾木：タイル系リッ吹付	下地補修の上、水洗い
(D)	手摺壁笠木：防水タイル系リッ吹付	下地補修の上、タイル系膜防水(X-2)
(E)	床・開口廻り（面台）：防水タイル系リッ吹付	下地補修の上、水洗い
(F)	縦樋・排水管：VPφ75・100	下地補修の上、DP塗
(G)	物干金物・針巻壁、等鉄部	下地補修の上、SOP塗
(H)	バルコニー手摺（鋼製）	既存鋼製手摺全撤去、跡補修の上、7mm手摺新設（BL品）
(I)	バルコニー隔板（石綿板面/枠L-60x30x3/スリッパ両面）	既存塗膜除去水洗いの上、DP塗/枠 SOP塗/スリッパ撤去・新設（劣化が激しい場合は撤去・新設）
(J)	階段室壁・天井：タイル系リッ吹付	既存仕上げ撤去、下地補修、水洗いの上、外装薄塗材E吹付
(K)	腰壁：タイル系リッ吹付 EP塗	下地補修、水洗いの上、EP塗
(X)	アンテナ 6ヶ所（南面）	

シーリング打ち直し（サッシ周り、外壁目地、換気パイプ周り、換気フード周り、その他金物取合い部等）

アンテナ 養生又は取合部分に損傷を与えないように取外し、仮設足場に仮取付、作業終了後速やかに復旧すること

横走り配管類で壁面に密着している物は、防水型複層薄塗材E吹付とする

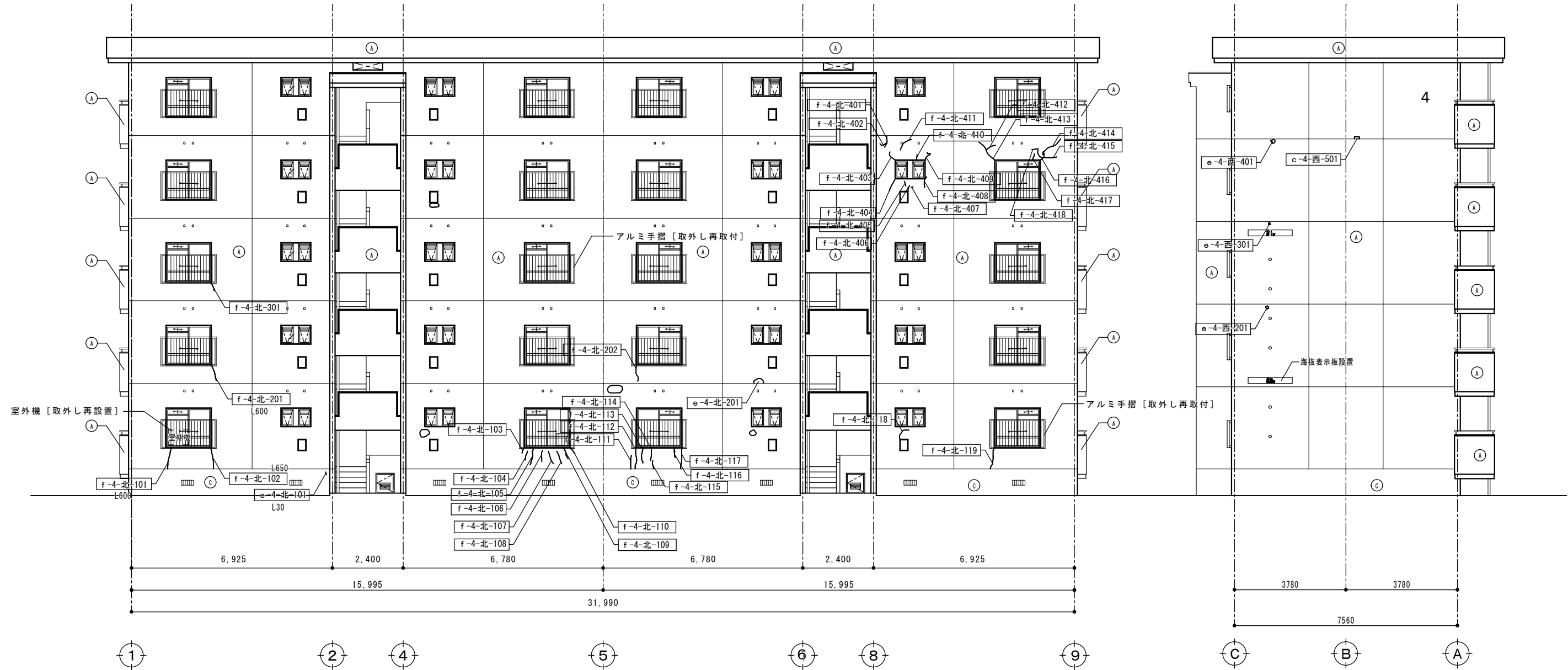
鋼製建具は見え掛り面のみ、ケレン、錆止めの上、SOP塗とする

掲示板、消火器は仮撤去・復旧とする

凡例

- a 欠損
- b コンクリートはく落（欠損）
- c 笠木浮き
- e 鉄筋爆裂（欠損）
- f 躯体クラック

※手摺全てにタイル浮きあり。
改修数量は別図（数量集計図）参照



北面 立面図 S=1/100

西面 立面図 S=1/100

凡例番号	既設面	改修概要
(A)	壁：コンクリート打ち放し、モザイク系タイル吹付	既存仕上げ撤去、下地補修、水洗いの上、防水型複層塗材E吹付
(B)	軒天：コンクリート打ち放し、7ヶ所系タイル吹付	既存仕上げ撤去、下地補修、水洗いの上、外装薄塗材E吹付
(C)	巾木：モザイク系タイル	下地補修の上、水洗い
(D)	手摺壁笠木：防水モザイク系タイル	下地補修の上、ケレン塗膜防水(X-2)
(E)	床・開口廻り（面台）：防水モザイク系タイル	下地補修の上、水洗い
(F)	壁樋・排水管：VPφ75・100	下地補修の上、DP塗
(G)	物干金物・計器盤、等鉄部	下地補修の上、SOP塗
(H)	ハンコニ-手摺（鋼製）	既存鋼製手摺全撤去、跡補修の上、7ヶ所手摺新設(BL品)
(I)	ハンコニ-隔板（石棉板面/枠L-60x30x3/スチール両面）	既存塗膜除去水洗いの上、DP塗/枠 SOP塗/スチール撤去・新設（劣化が激しい場合は撤去・新設）
(J)	階段室壁・天井：モザイク系タイル、7ヶ所系タイル吹付	既存仕上げ撤去、下地補修、水洗いの上、外装薄塗材E吹付
(K)	腰壁：モザイク系タイル EP塗	下地補修、水洗いの上、EP塗
(X)	アンテナ 6ヶ所（南面）	

シーリング打ち直し（サッシ周り、外壁目地、換気パイプ周り、換気フード周り、その他金物取合い部等）

アンテナ 養生又は取合部分に損傷を与えないように取外し、仮設足場に仮取付、作業終了後速やかに復旧すること

横走り配管類で壁面に密着している物は、防水型複層塗材E吹付とする

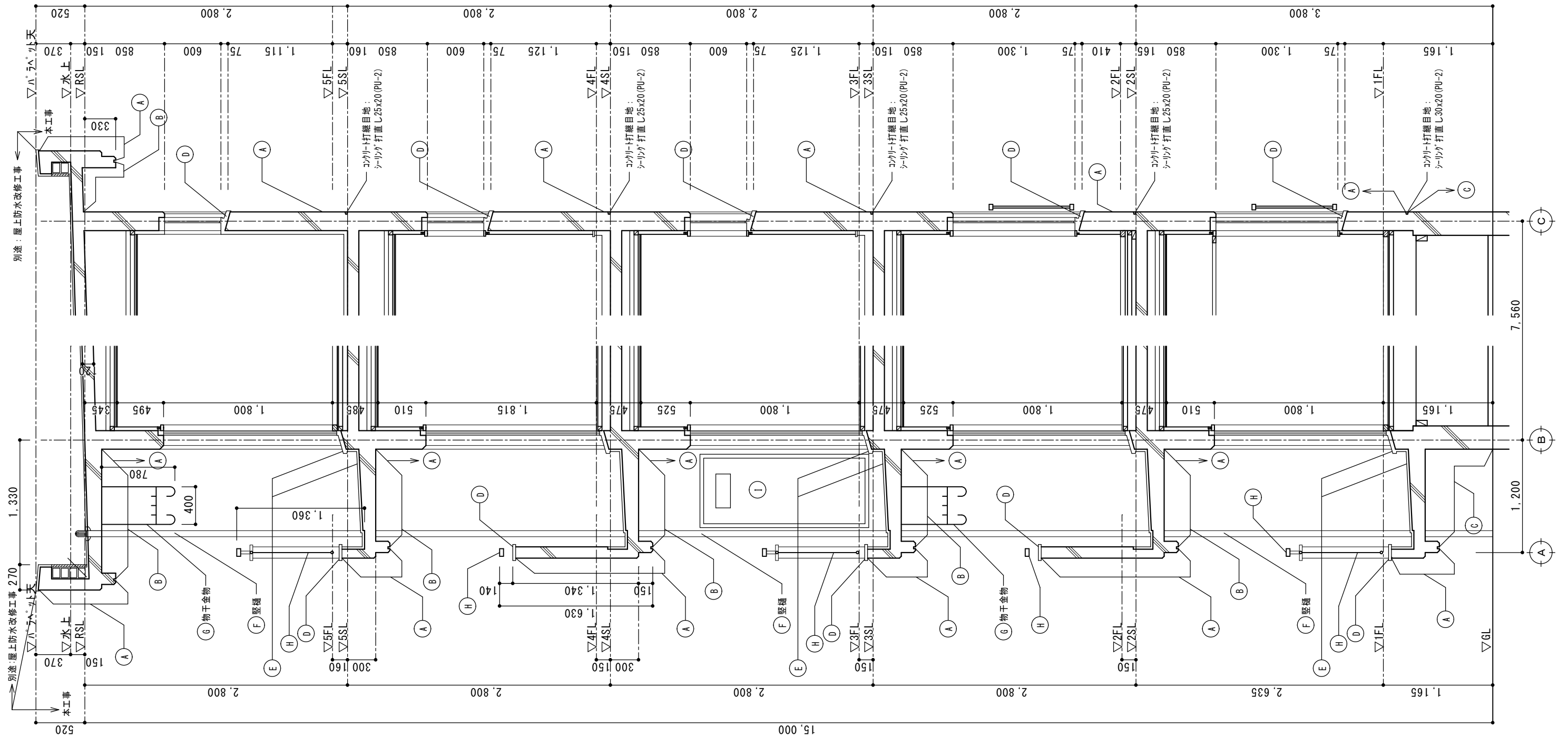
鋼製建具は見え掛かり面のみ、ケレン、錆止めの上、SOP塗とする

掲示板、消火器は仮撤去・復旧とする

凡例

- a 欠損
- b コンクリートはく落（欠損）
- c 笠木浮き
- e 鉄筋爆裂（欠損）
- f 躯体クラック

※手摺全てにモザイク浮きあり。
改修数量は別図（数量集計図）参照



凡例番号	既設面	改修概要
(A)	壁：コンクリート打ち直し、タイル系タイル吹付	既存仕上げ撤去、下地補修、水洗いの上、防水型複層塗材E吹付
(B)	軒天：コンクリート打ち直し、77系系タイル吹付	既存仕上げ撤去、下地補修、水洗いの上、外装薄塗材E吹付
(C)	巾木：タイル貼り替え	下地補修の上、水洗い
(D)	手摺壁笠木：防水タイル貼り替え	下地補修の上、ウレタン防水(X-2)
(E)	床・開口廻り（面台）：防水タイル貼り替え	下地補修の上、水洗い
(F)	壁種・排水管：VPφ75・100	下地補修の上、DP塗
(G)	物干金物・計器盤、等鉄部	下地補修の上、SOP塗
(H)	ハンズ-手摺（鋼製）	既存鋼製手摺全撤去、跡補修の上、78系手摺新設（BL品）
(I)	ハンズ-扇板（石綿板面/枠L-60x30x3/アジャ-両面）	既存塗膜除去水洗いの上、DP塗/枠 SOP塗/アジャ-撤去・新設（劣化が激しい場合は撤去・新設）
(J)	階段室壁・天井：タイル貼毛引き、77系系タイル吹付	既存仕上げ撤去、下地補修、水洗いの上、外装薄塗材E吹付
(K)	腰壁：タイル貼り替え EP塗	下地補修、水洗いの上、EP塗

シーリング打ち直し（サッシ周り、外壁目地、換気パイプ周り、換気フード周り、その他金物取合い部等）

アンテナ 養生又は取合部分に損傷を与えないように取外し、仮設足場に仮取付、作業終了後速やかに復旧すること

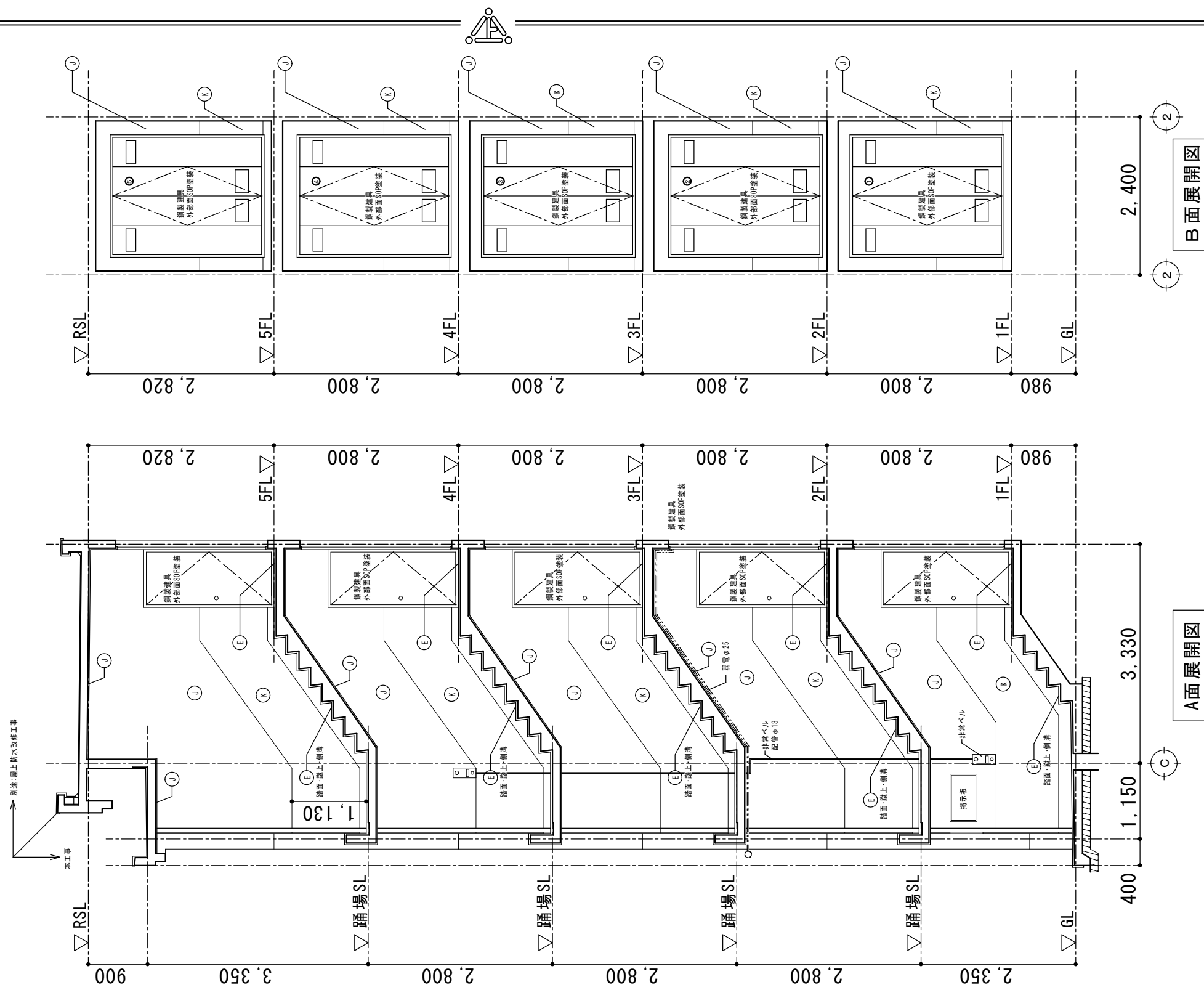
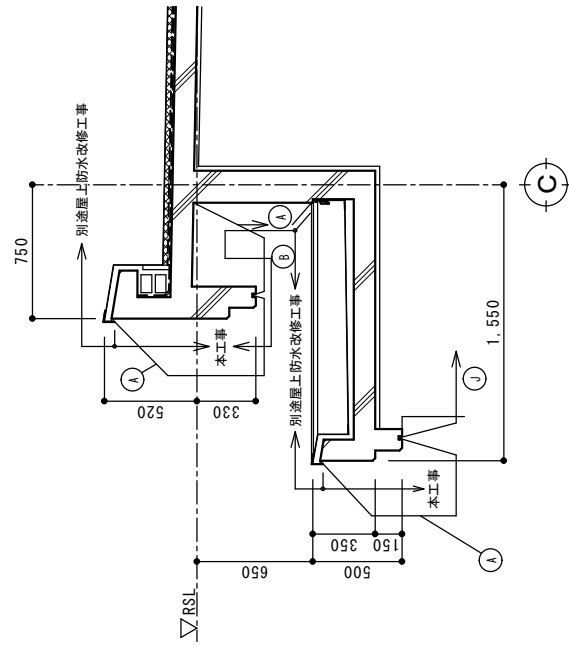
横走り配管等に壁面に密着している物は、防水型複層塗材E吹付とする

鋼製建具は見え掛かり面のみ、ケレン、錆止めの上、SOP塗とする

掲示板、消火器は仮撤去・復旧とする

徳島県土木整備部住宅課	株式会社 上設計 管理建築士 一級建築士 大臣登録 第232263号 上柿 重信 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966	工事名	R1住宅 金沢団地 徳・金沢1 4号棟等外壁改修他工事	図面番号	B-11
		図名	矩計図	縮尺	1/30
			作図年月	2017.03	

東階段



凡例番号	既設面	改修概要
A	壁: コクリト打ち放し、t27系系リソ吹付	既存仕上げ撤去、下地補修、水洗いの上、防水型複層塗材E吹付
B	軒天: コクリト打ち放し、7718系系リソ吹付	既存仕上げ撤去、下地補修、水洗いの上、外装薄塗材E吹付
C	巾木: t8x27押え	下地補修の上、水洗い
D	手摺壁塗木: 防水t8x27押え	下地補修の上、t4x27塗膜防水(X-2)
E	床・開口廻り(面台): 防水t8x27押え	下地補修の上、水洗い
F	壁種・排水管: VPφ75・100	下地補修の上、DP塗
G	物干金物・計器盤、等鉄部	下地補修の上、SOP塗
H	ハコニ手摺(鋼製)	既存鋼製手摺全撤去、跡補修の上、7x2手摺新設(BL品)
I	ハコニ隔板(石綿板面/枠L-60x30x3/フック両面)	既存塗膜除去水洗いの上、DP塗/枠 SOP塗/フック撤去・新設(劣化が激しい場合は撤去・新設)
J	階段室壁・天井: t8x18剛毛引き、7718系系リソ吹付	既存仕上げ撤去、下地補修、水洗いの上、外装薄塗材E吹付
K	扉壁: t8x27押え EP塗	下地補修、水洗いの上、EP塗

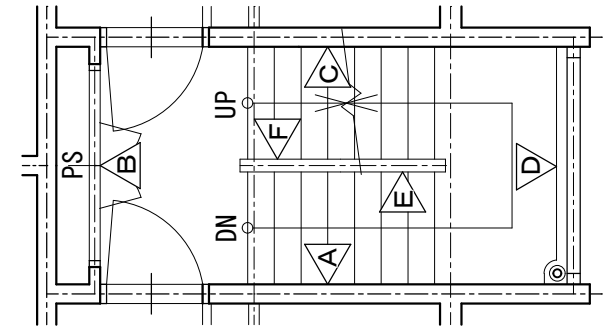
シーリング打ち直し (サッシ周り、外壁目地、換気パイプ周り、換気フード周り、その他金物取合い部等)

アンテナ 養生又は取合部分に損傷を与えないように取外し、仮設足場に仮取付、作業終了後速やかに復旧すること

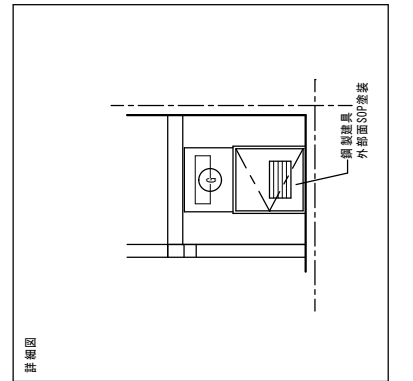
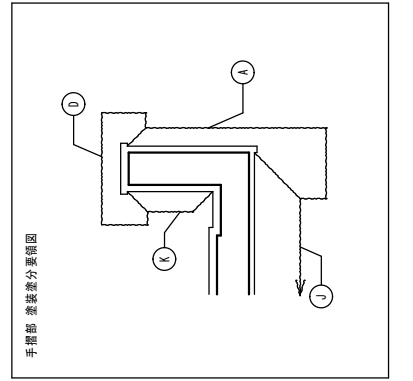
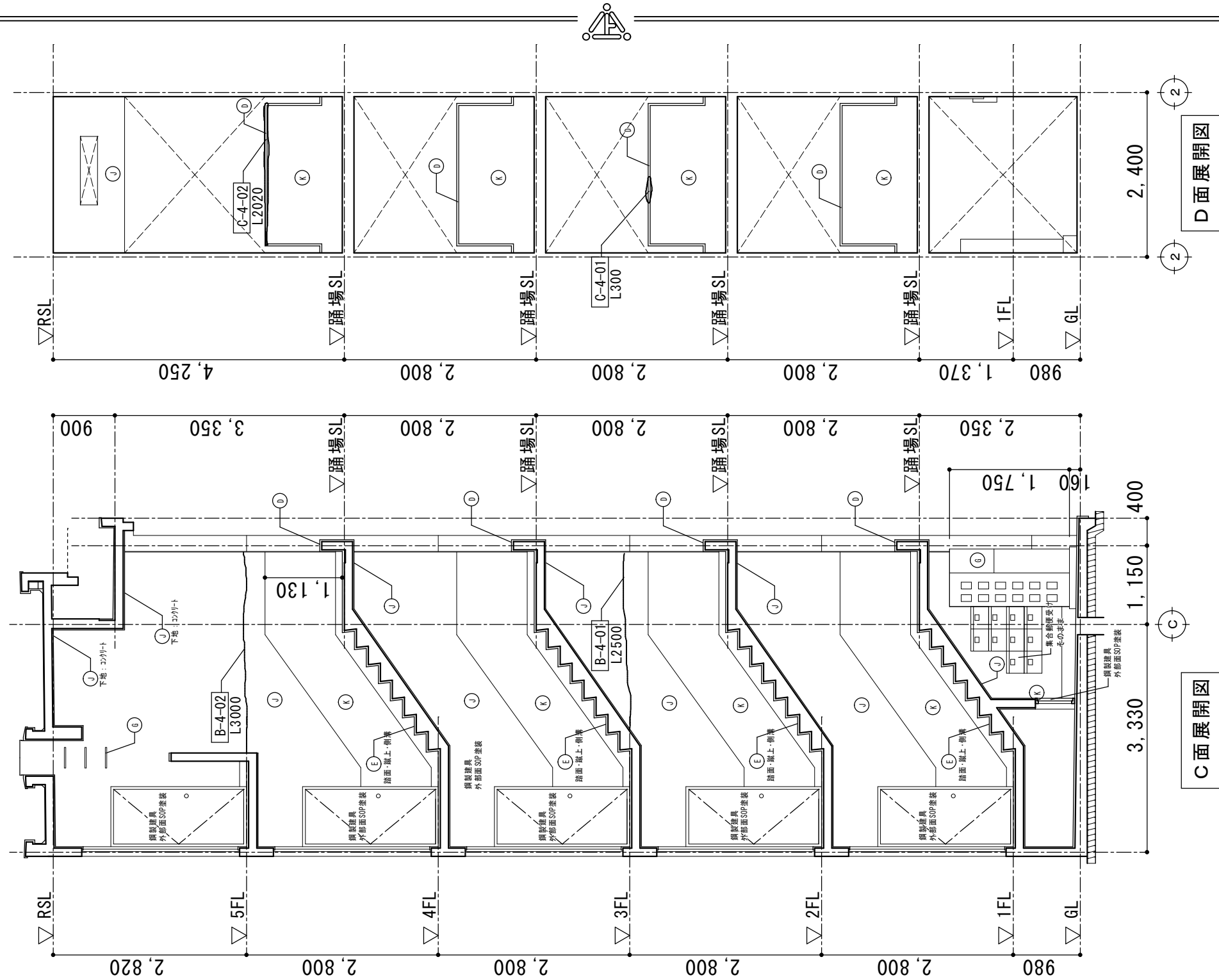
横走り配管類で壁面に密着している物は、防水型複層薄塗材E吹付とする

鋼製建具は見え掛り面のみ、ケレン、錆止めの上、SOP塗とする

掲示板、消火器は仮撤去・復旧とする



東階段



凡例番号	既設面	改修概要
A	壁：コンクリート打ち放し、珪藻土系珪藻土吹付	既存仕上げ撤去、下地補修、水洗いの上、防水型薄層珪藻土吹付
B	軒天：コンクリート打ち放し、珪藻土系珪藻土吹付	既存仕上げ撤去、下地補修、水洗いの上、外装珪藻土吹付
C	巾木：珪藻土吹付	下地補修の上、水洗い
D	手摺壁笠木：防水珪藻土吹付	下地補修の上、珪藻土防水(X-2)
E	床・開口廻り(面台)：防水珪藻土吹付	下地補修の上、水洗い
F	縦樋・排水管：VPφ75・100	下地補修の上、DP塗
G	物干金物・計器盤、等鉄部	下地補修の上、SIP塗
H	手摺(鋼製)	既存鋼製手摺撤去、跡補修の上、7à手摺新設(BL品)
I	鋼製器具(珪藻土吹付)	既存珪藻土吹付撤去水洗いの上、DP塗/珪藻土吹付撤去・新設(劣化が激しい場合は撤去・新設)
J	階段室壁・天井：珪藻土吹付、珪藻土系珪藻土吹付	既存仕上げ撤去、下地補修、水洗いの上、外装珪藻土吹付
K	腰壁：珪藻土吹付	下地補修、水洗いの上、EP塗

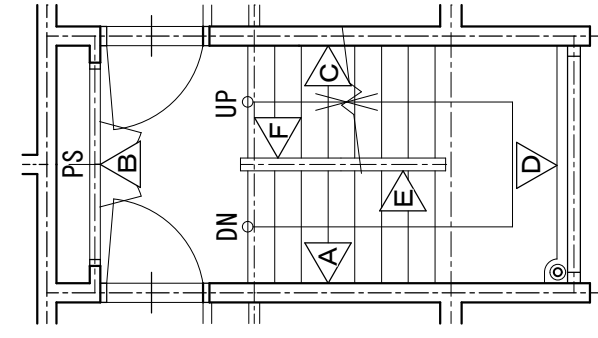
シーリング打ち直し (サッシ周り、外壁目地、換気パイプ周り、換気フード周り、その他金物取合い部等)

アンテナ 養生又は取合部分に損傷を与えないように取外し、仮設足場に仮取付、作業終了後速やかに復旧すること

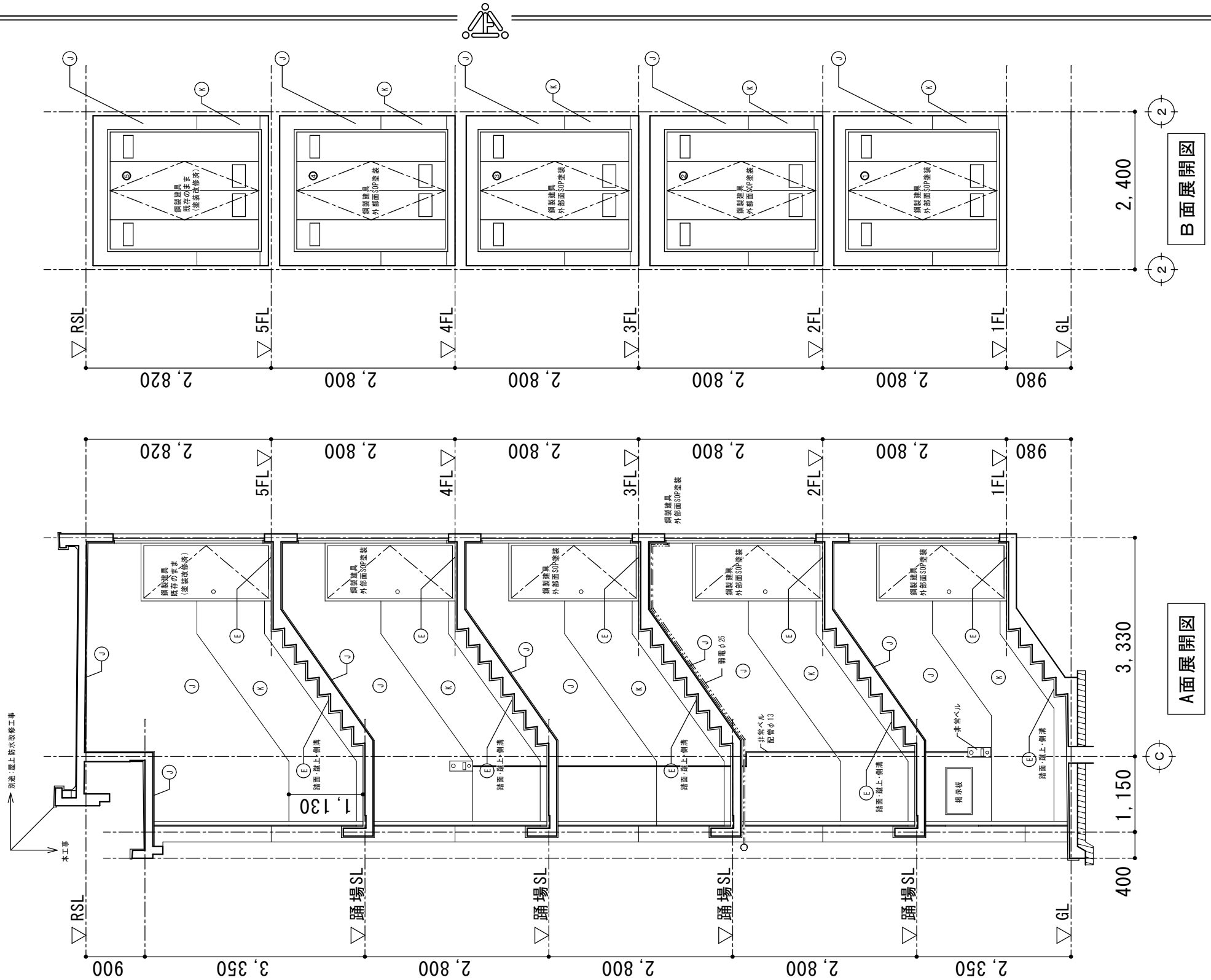
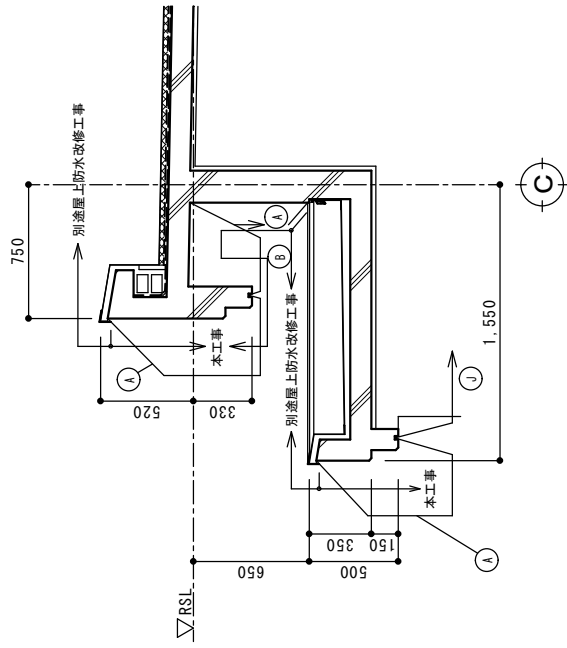
横走り配管類で壁面に密着している物は、防水型薄層珪藻土吹付とする

鋼製器具は見え掛かりのみ、ケレン、錆止めの上、SIP塗とする

掲示板、消火器は仮撤去・復旧とする

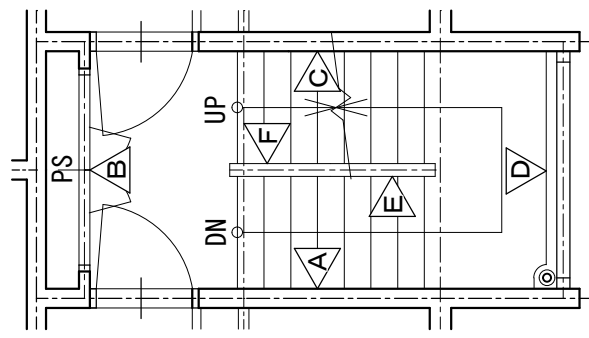


西階段

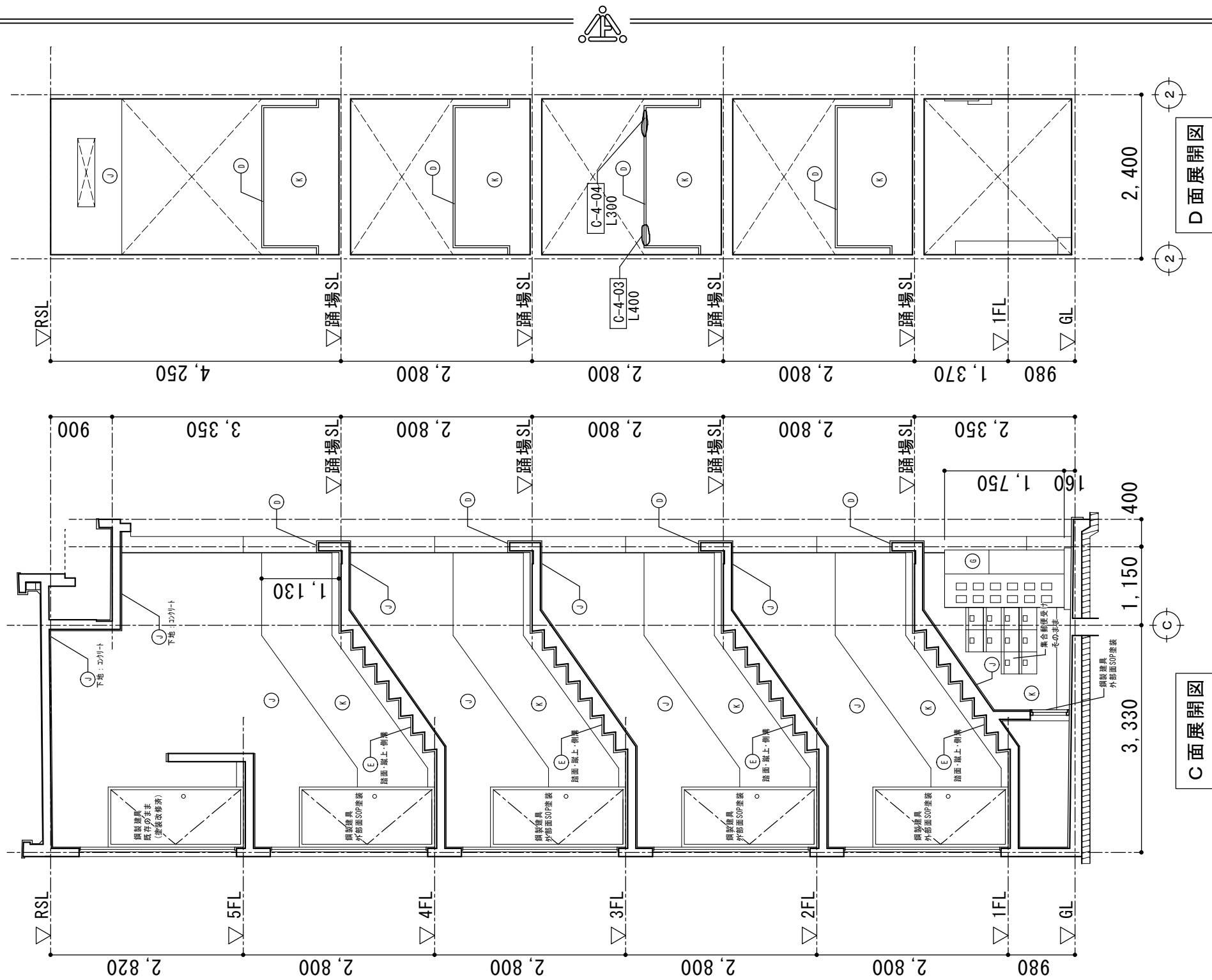


凡例番号	既設面	改修概要
(A)	壁：コンクリート打ち放し、モルタル系リソ付	既存仕上げ撤去、下地補修、水洗いの上、防水型複層塗材E吹付
(B)	軒天：コンクリート打ち放し、7711系系リソ付	既存仕上げ撤去、下地補修、水洗いの上、外装薄塗材E吹付
(C)	巾木：モルタル押え	下地補修の上、水洗い
(D)	手摺壁笠木：防水モルタル押え	下地補修の上、9111系防水(X-2)
(E)	床・開口廻り(面台)：防水モルタル押え	下地補修の上、水洗い
(F)	壁種・排水管：VPφ75・100	下地補修の上、DP塗
(G)	物干金物・計器盤、等鉄部	下地補修の上、SOP塗
(H)	手摺(鋼製)	既存鋼製手摺金撤去、跡補修の上、7112手摺新設(BL品)
(I)	手摺(石綿板面/枠L-60x30x3/スチール面)	既存塗膜除去水洗いの上、DP塗/枠 SOP塗/スチール撤去・新設(劣化が激しい場合は撤去・新設)
(J)	階段室壁・天井：モルタル毛引き、7711系系リソ付	既存仕上げ撤去、下地補修、水洗いの上、外装薄塗材E吹付
(K)	腰壁：モルタル押え EP塗	下地補修、水洗いの上、EP塗

シーリング打ち直し (サッシ周り、外壁目地、換気パイプ周り、換気フード周り、その他金物取合い部等)
 アンテナ 養生又は取合部分に損傷を与えないように取外し、仮設足場に仮取付、作業終了後速やかに復旧すること
 横走り配管類で壁面に密着している物は、防水型複層塗材E吹付とする
 鋼製器具は見え掛かり面のみのケレン、錆止めの上、SOP塗とする
 掲示板、消火器は仮撤去・復旧とする



西階段



凡例番号	既設面	改修概要
(A)	壁：コンクリート打ち出し、t32w系リソ付	既存仕上げ撤去、下地補修、水洗いの上、防水型複層塗材E吹付
(B)	軒天：コンクリート打ち出し、7716系リソ付	既存仕上げ撤去、下地補修、水洗いの上、外装薄塗材E吹付
(C)	巾木：t32w2付押え	下地補修の上、水洗い
(D)	手摺壁塗木：防水t32w2付押え	下地補修の上、ウレタン塗膜防水(X-2)
(E)	床・開口廻り(面台)：防水t32w2付押え	下地補修の上、水洗い
(F)	堅種・排水管：VPφ75・100	下地補修の上、DP塗
(G)	物干金物・計器盤、等鉄部	下地補修の上、SOP塗
(H)	h32c-手摺(鋼製)	既存鋼製手摺全撤去、跡補修の上、7A2手摺新設(BL品)
(I)	h32c-鋼板(石輪板面/枠L-60x30x3/スリカ-両面)	既存塗膜除去水洗いの上、DP塗/枠 SOP塗/スリカ-撤去・新設(劣化が激しい場合は撤去・新設)
(J)	階段室壁・天井：t32w剛毛引き、7716系リソ付	既存仕上げ撤去、下地補修、水洗いの上、外装薄塗材E吹付
(K)	扉壁：t32w2付押え EP塗	下地補修、水洗いの上、EP塗

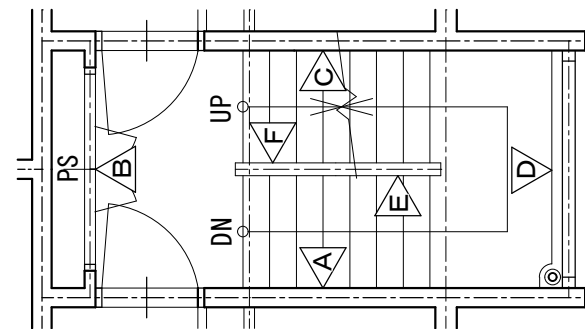
シーリング打ち直し (サッシ周り、外壁目地、換気パイプ周り、換気フード周り、その他金物取合い部等)

アンテナ 養生又は取合部分に損傷を与えないように取外し、仮設足場に仮取付、作業終了後速やかに復旧すること

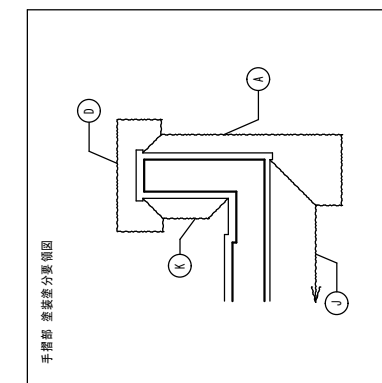
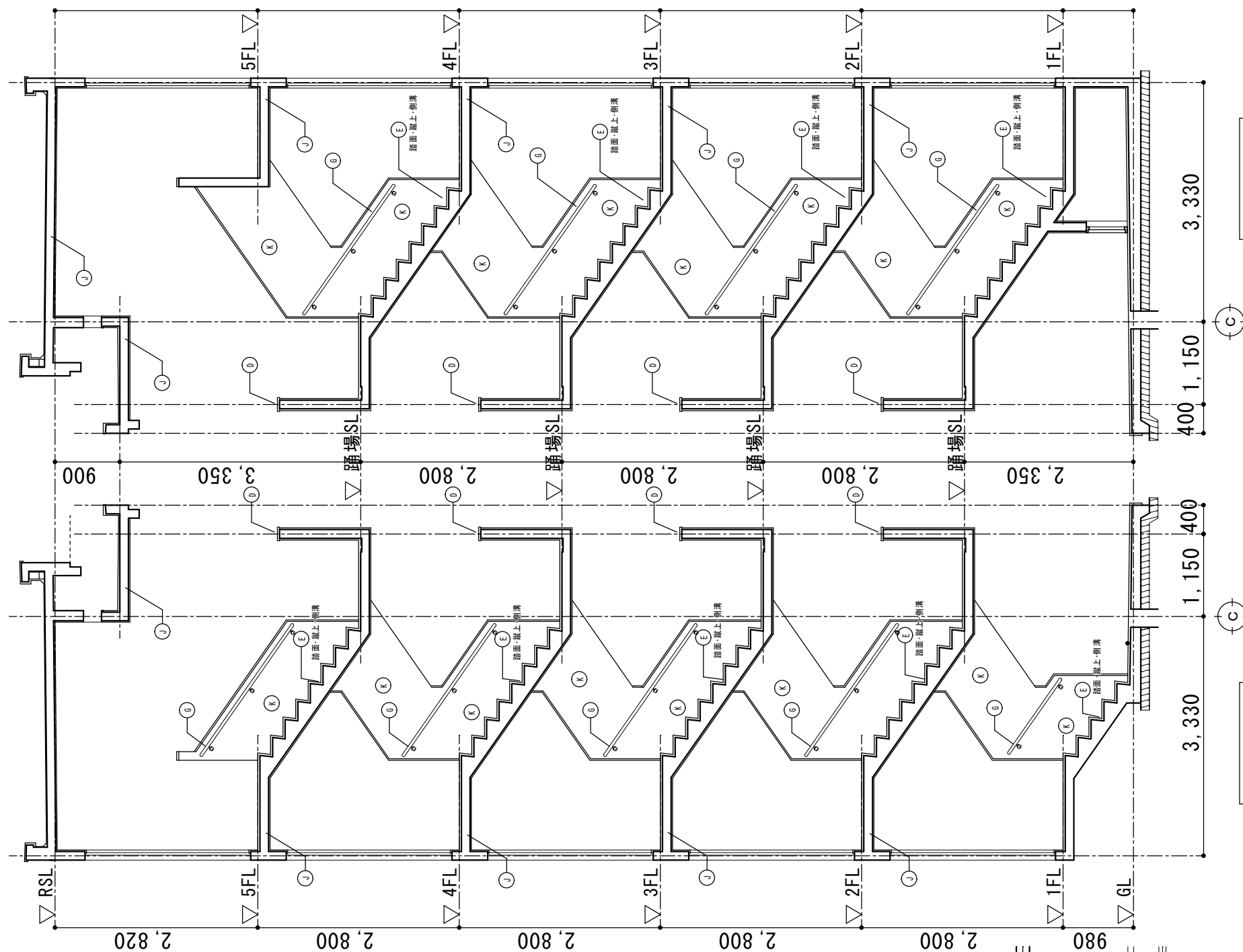
横走り配管類で壁面に密着している物は、防水型複層薄塗材E吹付とする

鋼製建具は見え掛かり面のみ、ケレン、錆止めの上、SOP塗とする

掲示板、消火器は仮撤去・復旧とする



西階段



凡例番号	既設面	改修概要
(A)	壁：コンクリート打ち放し、652系系リソ吹付	既存仕上げ撤去、下地補修、水洗いの上、防水型複層塗材E吹付
(B)	軒天：コンクリート打ち放し、779系系リソ吹付	既存仕上げ撤去、下地補修、水洗いの上、外装薄塗材E吹付
(C)	巾木：E69吹付押え	下地補修の上、水洗い
(D)	手摺壁笠木：防水E69吹付押え	下地補修の上、おろし塗膜防水(X-2)
(E)	床・開口廻り（面台）：防水E69吹付押え	下地補修の上、水洗い
(F)	縦樋・排水管：VPφ75・100	下地補修の上、DP塗
(G)	物干金物・計器盤、等鉄部	下地補修の上、SOP塗
(H)	パルコ-手摺（鋼製）	既存鋼製手摺全撤去、跡補修の上、783手摺新設(BL品)
(I)	パルコ-隔板（石綿板面/枠L-60x30x3/57ヶ-両面）	既存塗膜除去水洗いの上、DP塗/枠 SOP塗/57ヶ-撤去・新設（劣化が激しい場合は撤去・新設）
(J)	階段室壁・天井：E69刷毛引き、779系系リソ吹付	既存仕上げ撤去、下地補修、水洗いの上、外装薄塗材E吹付
(K)	腰壁：E69吹付押え EP塗	下地補修、水洗いの上、EP塗

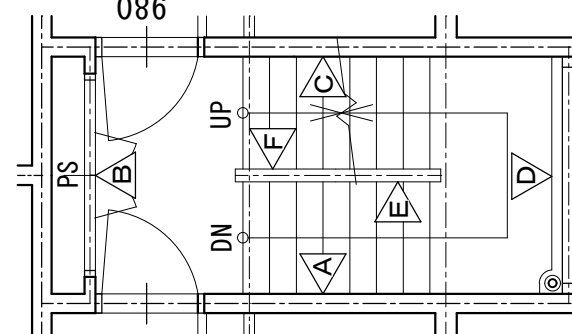
シーリング打ち直し（サッシ周り、外壁目地、換気パイプ周り、換気フード周り、その他金物取合い部等）

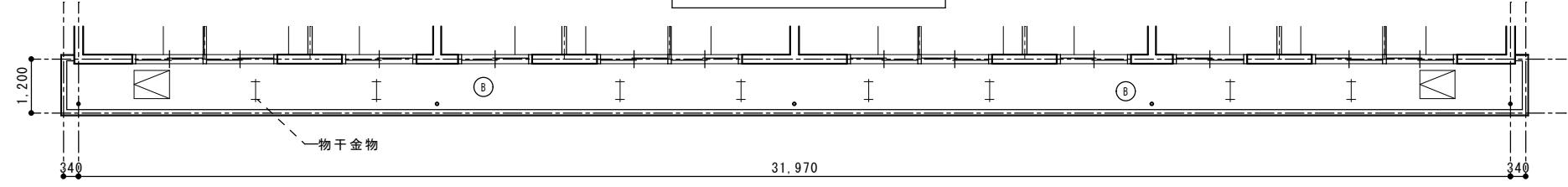
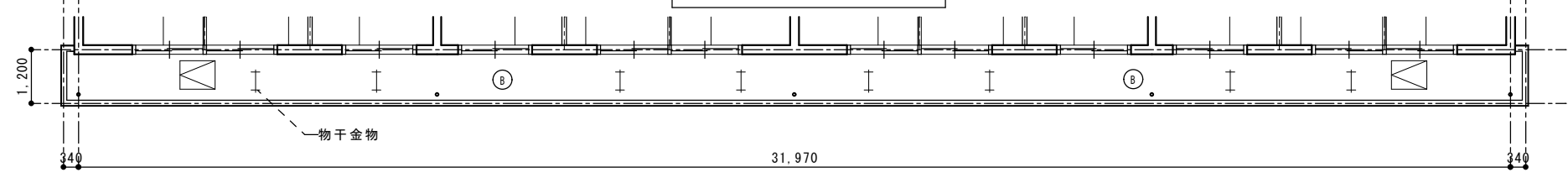
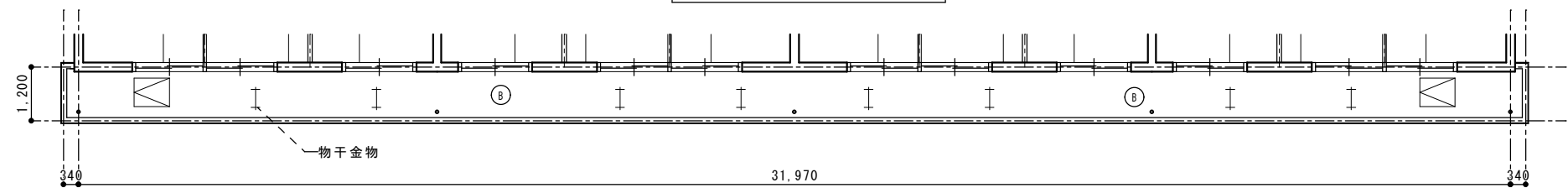
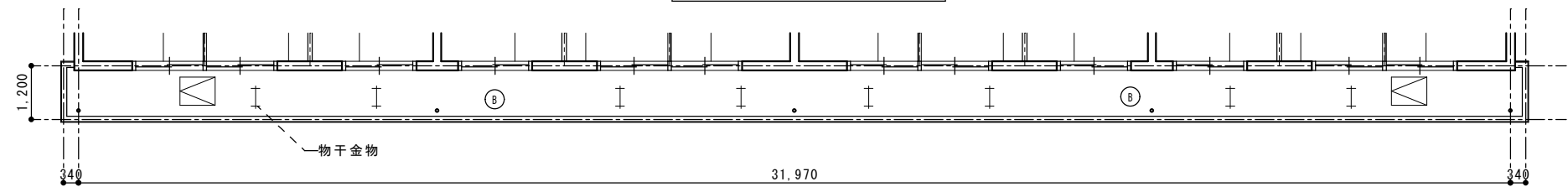
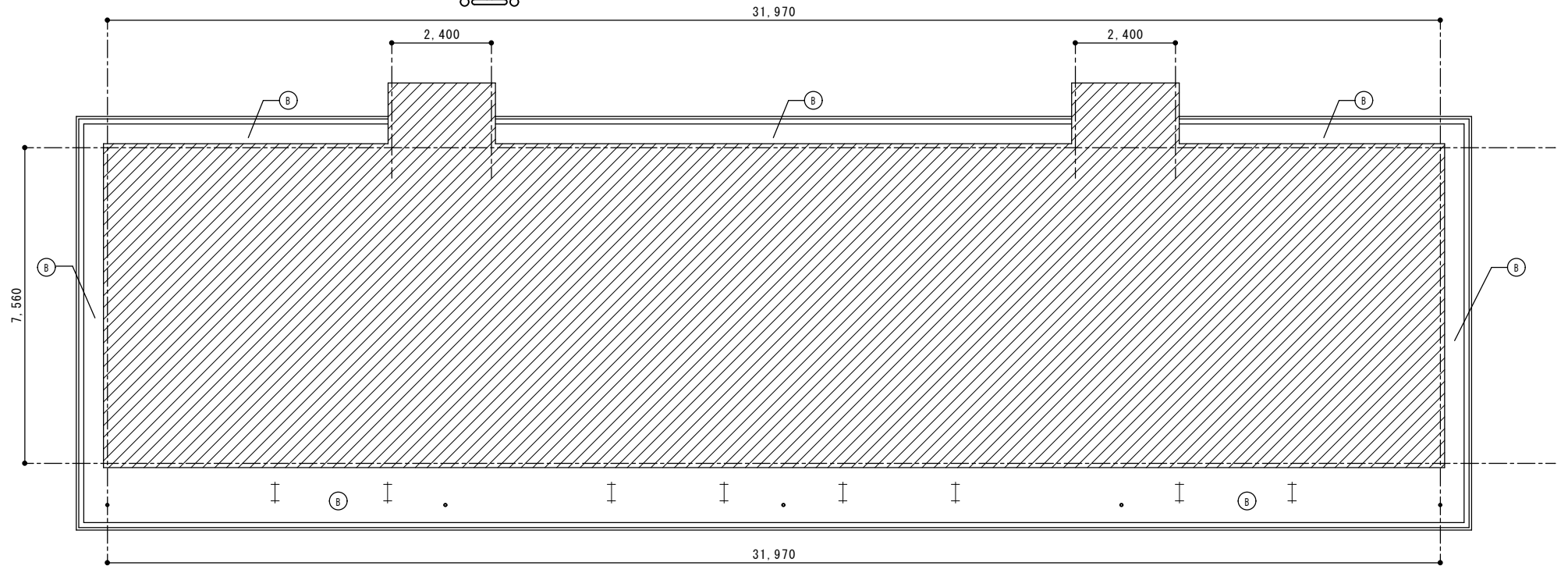
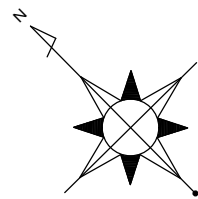
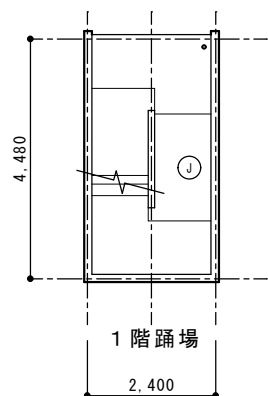
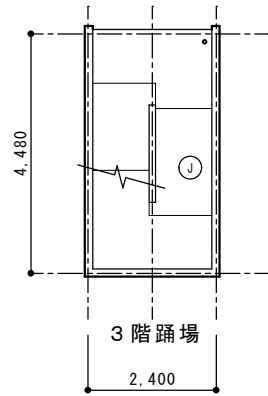
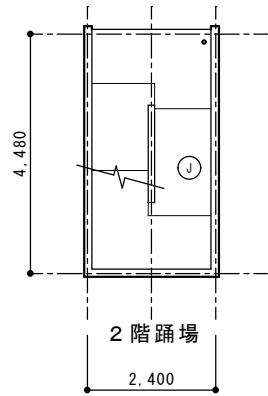
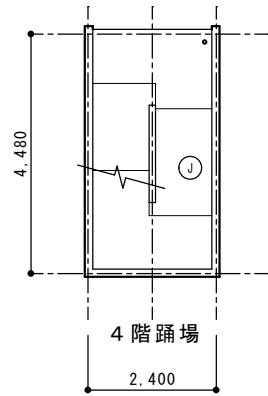
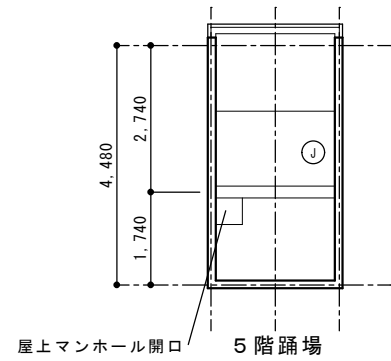
アンテナ 養生又は取合部分に損傷を与えないように取外し、仮設足場に仮取付、作業終了後速やかに復旧すること

横走り配管類で壁面に密着している物は、防水型複層塗材E吹付とする

鋼製建具は見え掛かり面のみ、ケレン、錆止めの上、SOP塗とする

掲示板、消火器は仮撤去・復旧とする

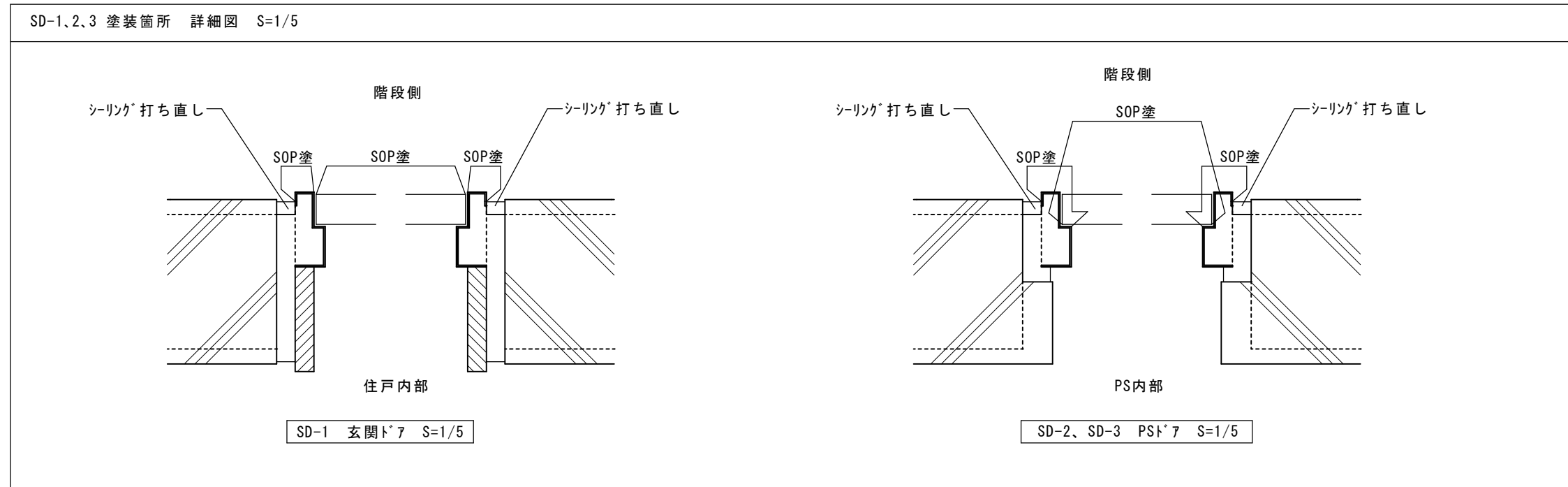




徳島県県土整備部住宅課	株式会社上設計 管理建築士 一級建築士 大臣登録 第232263号 上柿 重信 〒-779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966	印	工事名	R1住宅 金沢団地 徳・金沢1 4号棟等外壁改修他工事	図面番号	B-18
			図名	天井伏図	縮尺	1/100



記号	SD 1	SD 2	SD 3	AW 1	AW 2	AW 3	AW 4
室名	玄関	ハーフシャフト	階段室	6帖(B) 台所、食堂	4.5帖	6帖(A)	便所、浴室
形状							
型式	スチール製片開き戸	スチール製ハーフシャフト	スチール製片開き戸	7&M製2連引違い窓	7&M製引違い窓	7&M製引違い窓	7&M製2連内倒し窓
ヶ数	別表による 但し2ヶ所は塗装不要	別表による 但し1ヶ所は塗装不要	別表による	別表による	別表による	別表による	別表による
仕上	SOP	SOP	SOP	7&Mサッシ	7&Mサッシ	7&Mサッシ	7&Mサッシ
硝子				トメイガラス 3M/M 下型板ガラス 4M/M	上トメイガラス 3M/M 下型板ガラス 4M/M	上トメイガラス 3M/M 下型板ガラス 4M/M	型板ガラス 4M/M
金物	丁番、戸当り、シリング面付錠 ドアチェック(ストッパ)なし 付属金物一式	付属金物一式	円筒錠 付属金物一式	付属金物一式 アングルピース	付属金物一式 アングルピース	付属金物一式 アングルピース	付属金物一式
今回工事内容	SOP塗替、シリング打替(3周) (塗装範囲は下記による。以下共通)	SOP塗替、シリング打替(4周)	SOP塗替、シリング打替(3周)	シリング打替(4周)	シリング打替(4周)	シリング打替(4周)	シリング打替(4周)



4号棟 建具数量表
建具記号ヶ所数量

	SD-1	SD-2	SD-3	AW-1	AW-2	AW-3	AW-4
5F	4(2)	2(1)	0	4	4	4	4
4F	4	2	0	4	4	4	4
3F	4	2	0	4	4	4	4
2F	4	2	0	4	4	4	4
1F	4	2	2	4	4	4	4
合計	20(2)	10(1)	2	20	20	20	20

※ () 数量は全体の数量のうち塗装塗替が必要なヶ所数を示す。但し、シリングの打替えは行う。
(453号室、454号室)